

令和 5 年度

環境部事業概要（別冊）

関係条例等



佐世保市環境部

関係条例等

1. 佐世保市環境基本条例	1
2. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	9
3. 佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	20
4. 佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の 手続に関する条例	156
5. 佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の 手続に関する条例施行規則	158
6. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例	159
7. 佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行規則	162
8. 佐世保市環境保全条例	163
9. 佐世保市環境保全条例施行規則	172
10. 佐世保市手数料条例（抜粋）	180
11. 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	181
12. 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	187
13. 佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則	191
14. 佐世保市浄化槽取扱要領	193
15. 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例	199
16. 佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例施行規則	203
17. 佐世保市資源集団回収助成金交付要綱	205
18. 佐世保市資源集団回収報奨金交付要綱	209
19. 佐世保市クリーン推進委員設置要綱	213
20. 佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱	214
21. 佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱	216
22. 佐世保市廃棄物適正処理指導要綱	218
23. 佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱	229
24. 佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付要綱	235
25. 災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱	237
26. 佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱	243
27. 佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会条例	246
28. し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱	247
29. 佐世保市廃棄物処理施設専門委員会条例	250
30. 佐世保市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱	252
31. 佐世保市廃棄物適正処理推進指導員設置要綱	254
32. 環境部展開検査実施要領	256

改正

平成21年3月24日条例第2号

平成23年9月30日条例第28号

令和2年3月19日条例第7号

令和5年3月20日条例第5号

佐世保市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 良好な環境の保全、再生及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針と環境基本計画（第9条—第11条）

第2節 良好な環境の保全、再生及び創造に関する施策等（第12条—第19条）

第3章 佐世保市環境政策審議会（第20条—第28条）

第4章 補則（第29条）

附則

佐世保市は、九州本土の西端にある長崎県の北部に位置し、県北最高峰の国見山や烏帽子岳をはじめとする美しい山並みが広がっている。また、市域の西側には、美しいリアス式海岸が続き、西海国立公園に指定されている九十九島を形づくっている。更には、対馬暖流の影響で温暖な気候であることから、豊かな自然に恵まれ、海、山、川に多くの野生動植物が生息している。

私たちはこの豊かな環境のなかで様々な恵みを楽しんでいるが、将来にわたり確実に約束されているものではない。物質的豊かさを求める社会経済システムは大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返し、その結果として環境への負荷を増大させ、生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えているからである。

私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を楽しむ権利を有するとともに、将来にわたって良好な環境を守り、育み、更に引き継いでいかなければならない。同時に、環境と経済の好循環を生み出し、環境と経済が一体となって向上する社会の実現も目指さなければならない。

この認識のもと、市民、市民団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保

全、再生及び創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現することを旨とするとともに、すべての人がこの豊かな環境を積極的に楽しむことができるようにするため、ここに佐世保市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全、再生及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市民、市民団体、事業者及び市の連携のもと、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて将来の世代を含むすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 将来の世代を含むすべての市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、環境の保全に資する公益的活動を行う団体をいう。
- (5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 環境問題は優先的課題との認識のもと、生活の豊かさの追及と良好な環境の保全等の調和を図り、持続的発展が可能な社会を構築していくこと。
- (2) 佐世保市の豊かな緑と水辺に恵まれた自然環境を守り、多様な動植物が生息できる環境を保全、再生及び創造し、自然と人が共生するとともに、健全で恵み豊かな環境が、将来にわたって維持されるよう努めていくこと。
- (3) 地球環境保全は、人の日常の暮らしや事業活動が地球全体の環境と密接に関連していることから、市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の対等なパートナーシップと公平な負担により取り組んでいくこと。
- (4) 地球規模で考え、地域から行動するためには、環境教育・環境学習の充実が必要であり、誰もが、環境問題に関心を持ち、参加し、理解して、正しい情報や知識に基づく行動につながる仕組みを構築していくこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの行動を環境の視点から見直し、日常生活において良好な環境を損なうことのないよう配慮するとともに、資源及びエネルギーの利用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、市民団体、事業者及び市と協働し、良好な環境の保全等の活動（以下「環境保全活動」という。）に努めるものとする。

(市民団体の役割)

第5条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動を推進するとともに、市民への情報提供及び市民の参画又は活動機会の充実に努めるものとする。

- 2 市民団体は、市民、事業者及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、積極的に環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの責任と負担において、その事業活動によつて良好な環境を阻害することがないよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者は、市民、市民団体及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、良好な環境の保全等のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、長崎県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

4 市は、市民、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第8条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷を低減し、及び市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第2章 良好な環境の保全、再生及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針と環境基本計画

(施策の基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然とともに生きるまちづくり
- (2) 環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型まちづくり
- (3) 潤いとやすらぎのあるまちづくり
- (4) 地球環境の保全
- (5) 環境教育及び環境学習の充実

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、本市の総合計画に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 目標を達成させるために必要な施策の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体及び事業者の意見を反映するこ

とに配慮しながら、佐世保市環境政策審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての配慮)

第11条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たつては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第2節 良好な環境の保全、再生及び創造に関する施策等

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(社会的評価)

第13条 市は、市民、市民団体及び事業者が行う良好な環境の保全等に資する活動を社会的に評価するシステムを構築するものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民、市民団体及び事業者が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、支援等の措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な環境の保全等を図るために必要な経費のなかで、市民、市民団体及び事業者がその役割に応じて応分の負担をしていくことが適当と判断されるものについては、十分な理解を得て必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) 良好な環境の保全等に関する地域や職場における生涯学習の支援のための施策
- (3) 良好な環境の保全等に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のために必要な施策

(環境情報の収集及び提供)

第18条 市は、良好な環境の保全等に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全等の推進に必要な情報を適切に提供するものとする。

2 市長は、市域の環境の状況及び市が実施した良好な環境の保全等に関する施策について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政措置)

第19条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 佐世保市環境政策審議会

(設置)

第20条 本市に、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、佐世保市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 良好な環境の保全等に関する基本的事項
- (3) 清掃事業運営並びに一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項
- (4) 環境教育及び環境学習の推進に関する基本的事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める重要事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるものについて、市長に建議することができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員25人以内をもつて組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項第2号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1項第2号の委員については、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会は、市長の諮問に応じて、又は必要の都度、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第25条の2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第26条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第27条 審議会は、専門の事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、委員が2以上の部会に属することを妨げない。

3 第24条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」

とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

第4章 補則

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第20条から第28条までの規定並びに次項（第1条の改正規定を除く。）及び附則第3項の規定は、平成17年6月1日から施行する。

(佐世保市環境保全条例の一部改正)

- 2 佐世保市環境保全条例（昭和49年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成21年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日

条例第 14 号

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 6 年条例第 46 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、佐世保市環境基本条例(平成 17 年条例第 6 号)の理念のもと、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。
- (2) 占有者等 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。)をいう。
- (3) 許可業者等 法第 7 条の規定に基づく許可を受けた者(同条ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。)をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (6) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (7) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること、若しくは資源として利用することをいう。
- (8) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。
- (9) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第 3 条 市は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。

(クリーン推進委員)

第 4 条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、クリーン推進委員を委嘱する。

2 クリーン推進委員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力並びに地域のリサイクル推進等の活動を行う。

3 クリーン推進委員に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第 5 条から第 9 条まで 削除

第 2 章 関係者の責務等

(市民の基本的責務)

第 10 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物を排出するに際しては、規則で定める排出基準に従い、分別して排出しなければならない。

3 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

4 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

5 市民は、前 4 項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の基本的責務)

第 11 条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物を排出するに際しては、規則で定める排出基準に従い、分別して排出しなければならない。

4 事業者は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

5 事業者は、前4項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市の基本的責務)

第12条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進する等により、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(調査及び指導等)

第13条 市は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、調査、指導及び助言を行うことができる。

(廃棄物の発生抑制)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。(適正処理が困難となるものの抑制)

第15条 事業者は、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となるものについては、その製造、加工、販売等を自ら抑制するとともに、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合においては、回収その他の措置を講じなければならない。

(適正包装の推進)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を選択すること等により、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図られるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収を行うなど、その包装、容器等の再生利用に努めなければならない。

3 市長は、包装、容器等の簡易化を推進するため、事業者及び市民の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求める等の措置を講ずるものとする。

(多量排出事業者)

第17条 多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者(以下「多量排出事業者」という。)は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書及び事業系一般廃棄物の適正処理に関する実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、当該事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、多量排出事業者が行う事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な事項を指示することができる。

(賃貸用建築物の所有者)

第18条 賃貸用建築物の所有者(所有者以外に当該賃貸用建築物の管理の全てについて権原を有する者がいるときは当該権原を有するもの。以下同じ。)は、当該賃貸用建築物から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理を図られるようその管理を行わなければならない。

2 賃貸用建築物の占有者は、賃貸用建築物の所有者の管理に従い、当該賃貸用建築物から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

3 市長は、賃貸用建築物の所有者又は占有者に対して、当該賃貸用建築物から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な指示を行うことができる。

(清潔の保持)

第19条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、レクリエーション施設、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 4 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、当該物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

第3章 廃棄物処理等

(市の一般廃棄物処理)

第20条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

- 2 市は、処理施設の管理運営に支障がない限りにおいて、事業系一般廃棄物を処理するものとする。
- 3 市が行う一般廃棄物の処理(市による委託を含む。以下この章において同じ。)は、法に基づく基準に従って行うものとする。
- 4 市は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

(市が収集する家庭系廃棄物の排出方法等)

第20条の2 市民は、一般家庭から出る燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出にあたっては、市長が特に定める場合を除いて、市長が指定するごみ袋(以下「家庭系指定ごみ袋」という。)を使用しなければならない。

- 2 家庭系指定ごみ袋は、大(45リットル)、中(30リットル)、小(15リットル)及びミニ(7.5リットル)の4種類とする。
- 3 家庭系指定ごみ袋は有料とし、その額は実費相当額とする。
- 4 前項に規定する実費相当額は、規則で定める。

(市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第20条の3 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(占有者等による一般廃棄物処理)

第 21 条 占有者等は、一般廃棄物処理計画において、事業系一般廃棄物など市が収集運搬を行わないものとして定めた廃棄物については、適正に自ら処理又は許可業者等にその処理を委託しなければならない。ただし、規則で定める占有者等の事業系一般廃棄物(粗大ごみを除く。)については、市が収集運搬を行うことができる。

2 前項において許可業者等が処理を行うときは、第 20 条第 3 項に規定する基準に従わなければならない。

3 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び許可業者等以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

(ごみステーション)

第 22 条 市長は、ごみを収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を設置又は変更しようとする者の申請に基づき、ごみステーションを指定するものとする。

2 前項の申請者は、あらかじめ当該ごみステーションの管理者を定め、その管理を行わせるものとする。

3 ごみステーションの利用者は、その利用にあたって、一般廃棄物処理計画に従いごみを分別し、当該ごみが飛散又は流出する恐れがないよう容器等に収納し、かつ、指定された日時、場所に、指定されたものを排出するなど適切なごみの排出を行わなければならない。

4 ごみステーションの利用者は、自らの責任において当該ごみステーションの清潔を保つように努めなければならない。

5 ごみステーションの管理者は、ごみの適切な排出及び清潔の保持を確保するため、当該ごみステーションの利用者に対し、適切な啓発及び指導を行うことができる。

(処理除外物)

第 23 条 次の各号に掲げるものは、市が行う収集、運搬、処分等の処理の対象としない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずるものとして規則で定める物

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告)

第 24 条 市長は、第 17 条各項、第 18 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は前条第 2 項に規定する指示に従わない事業者に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にもその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入基準等)

第 25 条 市民及び事業者(市民又は事業者から委託を受けた許可業者等を含む。)は、廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市民及び事業者が前項の受入基準に従わない場合には、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により、受入基準によらず廃棄物を搬入又は搬入しようとした市民及び事業者に対し、期限を定めて廃棄物の搬入を制限することができる。

4 市長は、前項の規定を適用しようとするときは、前条第 3 項の規定を準用するものとする。

5 市長は、受入基準を遵守させるために、職員に搬入された廃棄物を検査させることができる。

(一般廃棄物の臨時排出)

第 26 条 占有者等は、災害時等一般廃棄物を臨時に排出する場合において、市からその処理に関する業務の提供を受けようとするときは、すみやかに市長に申し出て、その指示を守らなければならない。

(動物の死体の処理)

第 27 条 規則で定める動物の死体を排出しようとする者は、あらかじめ市に届け出て、排出方法その他についてその指示を守らなければならない。

(廃棄物再生事業者の協力)

第 28 条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、法第 20 条の 2 に規定する登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

第 4 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 29 条 市が行う一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分には、次の各号に掲げる手数料を徴収するものとする。

(1) ごみ処理手数料

(2) 動物死体処理手数料

2 前項各号に規定する手数料の金額は、別表第 1 のとおりとする。

3 本条に規定する手数料は、その都度徴収する。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りではない。

(手数料の証紙による徴収)

第 29 条の 2 前条第 1 項第 1 号のうち家庭から排出されるごみを市が収集、運搬及び処分する場合の手料金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 1 項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。

2 証紙の種類は、35 円、70 円、140 円、210 円及び 520 円とし、その形式は、別に規則で定める。

3 前項に定める 35 円、70 円、140 円及び 210 円の証紙(以下「指定ごみ袋用証紙」という。)は、市長が別表第 1 に定める額を家庭系指定ごみ袋に印刷して付するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、規則で定める家庭系指定ごみ袋購入補助券(以下「補助券」という。)を引き渡して家庭系指定ごみ袋を購入する場合は、当該家庭系指定ごみ袋に付された指定ごみ袋用証紙の代金は、徴収しない。

5 第 2 項に定める 520 円の証紙は、別表第 1 に定める粗大ごみ用とし、その使用の方法は規則で定める。

6 第 1 項の規定により手数料を徴収したときは、市は、領収書を発行しない。

7 著しく汚損し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

8 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、第 2 項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(証紙の売りさばき)

第 29 条の 3 証紙は、市長の指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 売りさばき人は、証紙を、市長の定めるところにより、市から買い受けるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

(委任)

第 29 条の 4 前 2 条に規定するものを除くほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 30 条 削除

(消費税の加算)

第 31 条 第 29 条に規定する手数料については、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税を含むものとする。

(許可申請審査手数料等)

第 32 条 法及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づく申請に対する審査及び許可証の再交付に係る手数料は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の手料金は、申請の際これを徴収する。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第 33 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 29 条及び前条に規定する手数料を減免することができる。

第 5 章 雑則

(報告の徴収)

第 34 条 市長は、法第 18 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。
(立入検査)

第 35 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 36 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第 6 章 罰則

第 37 条 次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 34 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 35 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第 39 条 詐欺その他不正の行為により、本条例に規定する手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の処分、手続きその他の行為について適用し、同日前までの処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

(宇久町の編入に伴う経過措置)

- 3 宇久町の編入の日前に宇久町一般廃棄物処理手数料条例(昭和 49 年宇久町条例第 22 号)の規定により平成 18 年 3 月分のじんかい処理手数料を課された世帯については、次項の規定による同月分の手数料を課されたものとみなす。
- 4 編入前の宇久町の区域内における宇久町の編入の日以後のごみ処理手数料については、平成 32 年 3 月 31 日まで、第 29 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

事業系 月額 500 円

家庭系 構成員が 4 人以上の世帯 月額 260 円

構成員が 3 人以下の世帯 月額 120 円

- 5 編入前の宇久町の区域内については、平成 32 年 3 月 31 日まで、第 29 条の 2 から第 29 条の 4 までの規定は、適用しない。

附 則(平成 15 年 3 月 20 日条例第 11 号)

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 10 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条の次に 3 条を加える改正規定(第 29 条の 2 第 1 項及び第 3 項に係る部分に限る。)は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 30 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 32 条の改正規定及び別表第 3 に 27 の項から 31 の項までを加える改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から、同表に 32 の項から 35 の項までを加える改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から、第 20 条の次に 1 条を加える改正規定、第 29 条の 2 の改正規定及び別表第 1 の改正規定は、平成 17 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 67 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 9 条までの改正規定及び次項の規定は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。
(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 佐世保市附属機関設置条例(平成 8 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 90 号)
この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。
附 則(平成 18 年 12 月 20 日条例第 43 号)
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 19 年 12 月 20 日条例第 34 号)
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 20 年 7 月 3 日条例第 22 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の 2 に 2 項を加える改正規定、第 29 条の 2 第 2 項から第 4 項までの改正規定及び別表第 1 の改正規定中「ただし、家庭系指定ごみ袋に必要枚数の無料ごみ処理券が貼付してあるものは、手数料を徴収したものとみなす。」を「ただし、補助券を引き渡して購入された家庭系指定ごみ袋は、指定ごみ袋用証紙によるごみ処理手数料を徴収したものとみなす。」に改める部分は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成 21 年 1 月 1 日において、現に改正前の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 29 条の 2 第 3 項の規定によるごみ処理券又は同条第 4 項の規定による無料ごみ処理券を有する者が、同日から同年 6 月 30 日までの間において、当該ごみ処理券又は当該無料ごみ処理券を貼付して排出する家庭系指定ごみ袋については、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 29 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成 23 年 3 月 18 日条例第 12 号)
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 69 号)
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 25 年 12 月 18 日条例第 61 号)
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 30 年 3 月 27 日条例第 13 号)
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 30 年 12 月 20 日条例第 99 号)
この条例中第 20 条第 3 項の改正規定は公布の日から、第 20 条の 3 第 6 号及び第 7 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 31 年 3 月 20 日条例第 20 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和元年 7 月 3 日条例第 77 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、改正前の別表第 1 の規定により既に納付すべきものとされている手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第29条関係)

種類	区分	手数料	備考
ごみ処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき。	重量 50 キログラムにつき 450 円 (50 キログラム未満は、50 キログラムとして計算する。)ただし、50 キログラムを超える部分については 10 キログラムにつき 90 円を加算する。	ただし、次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。 1 家庭系指定ごみ袋に入れてある家庭系廃棄物 2 再生資源になるものとして、市長が定めるもの
	家庭系廃棄物のうち規則で定めるごみ(以下「粗大ごみ」という。)について市に収集、運搬、処分を依頼したとき。	重量、形状及び処理の困難性等を勘案し、1,560 円以内で品目ごとに規則で定める額。ただし、粗大ごみの屋内からの搬出を求める場合は、別途 1 回当たり 520 円を徴収する。	粗大ごみの屋内からの搬出を求めることができる者とは、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあつて、かつ、他の者の協力が得られないものをいう。
	粗大ごみ、資源物を除く家庭系廃棄物。ただし、市長が特に定める場合を除く。	家庭系指定ごみ袋 大 45 リットル 210 円 中 30 リットル 140 円 小 15 リットル 70 円 ミニ 7.5 リットル 35 円	ただし、補助券を引き渡して購入された家庭系指定ごみ袋は、指定ごみ袋用証紙によるごみ処理手数料を徴収したものとみなす。
動物死体 処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき	1 体につき 210 円	
	市に収集、運搬、処分を依頼したとき	1 体につき 640 円	

別表第2(第32条関係)

1	一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する審査	1 件について 13,700 円
2	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請に対する審査	1 件について 13,700 円
3	一般廃棄物処分業許可申請に対する審査	1 件について 13,700 円
4	一般廃棄物処分業許可更新申請に対する審査	1 件について

		13,700円
5	一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 13,700円
6	一般廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 13,700円
7	一般廃棄物処理施設設置許可申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件について 130,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件について 110,000円
8	一般廃棄物処理施設の設置許可に係る事項の変更許可申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件について 120,000円
		その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件について 100,000円
9	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定申請に対する審査	1件について 33,000円
10	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設更新認定申請に対する審査	1件について 20,000円
11	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請に対する審査	1件について 70,000円
12	一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割認可申請に対する審査	1件について 70,000円
13	産業廃棄物収集運搬業許可申請に対する審査	1件について 81,000円
14	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請に対する審査	1件について 73,000円
15	産業廃棄物処分業許可申請に対する審査	1件について 100,000円
16	産業廃棄物処分業許可更新申請に対する審査	1件について 94,000円
17	産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 71,000円
18	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 92,000円
19	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請に対する審査	1件について 81,000円
20	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請に対する審査	1件について 74,000円

21	特別管理産業廃棄物処分業許可申請に対する審査	1件について 100,000円
22	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請に対する審査	1件について 95,000円
23	特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 72,000円
24	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について 95,000円
25	産業廃棄物処理施設設置許可申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 140,000円
		その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 120,000円
26	産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事項の変更許可申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 130,000円
		その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件について 110,000円
27	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定申請に対する審査	1件について 33,000円
28	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設更新認定申請に対する審査	1件について 20,000円
29	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請に対する審査	1件について 70,000円
30	産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割認可申請に対する審査	1件について 70,000円
31	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件について 147,000円
32	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件について 134,000円
33	使用済自動車の解体業許可申請に対する審査	1件について 78,000円
34	使用済自動車の解体業許可更新申請に対する審査	1件について 70,000円
35	使用済自動車の破砕業許可申請に対する審査	1件について 84,000円
36	使用済自動車の破砕業許可更新申請に対する審査	1件について 77,000円
37	使用済自動車の破砕業の事業範囲の変更許可申請に対する審査	1件について

			67,000 円
38	使用済自動車の引取業者の登録申請に対する審査	1 件について	3,000 円
39	使用済自動車の引取業者の登録更新申請に対する審査	1 件について	3,000 円
40	使用済自動車のフロン類回収業者の登録申請に対する審査	1 件について	5,000 円
41	使用済自動車のフロン類回収業者の登録更新申請に対する審査	1 件について	5,000 円
42	許可証の再交付	1 件について	2,300 円

改正

平成8年4月30日規則第23号

平成8年11月14日規則第36号

平成12年12月28日規則第48号

平成13年3月30日規則第8号

平成13年6月27日規則第20号

平成14年9月20日規則第54号

平成15年7月29日規則第24号

平成15年11月28日規則第31号

平成16年7月28日規則第27号

平成16年12月14日規則第40号

平成17年4月1日規則第55号

平成17年11月7日規則第86号

平成18年3月20日規則第25号

平成20年3月31日規則第44号

平成20年12月26日規則第90号

平成21年3月27日規則第16号

平成23年3月31日規則第25号

平成23年8月3日規則第40号

平成24年3月30日規則第12号

平成24年7月3日規則第49号

平成26年2月26日規則第13号

平成26年3月28日規則第32号

平成26年3月28日規則第33号

平成26年10月29日規則第60号

平成29年2月6日規則第3号

平成30年3月8日規則第6号

平成30年12月20日規則第72号

平成31年3月20日規則第8号

平成31年4月26日規則第48号

令和元年7月3日規則第62号

令和元年12月13日規則第99号

令和3年3月22日規則第9号

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成14年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(廃棄物の排出基準)

第3条 条例第10条第2項及び条例第11条第3項に規定する排出基準は、別表第1に定めるところによる。

(多量排出事業者)

第4条 条例第17条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 1の建物であつて、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートル以上の小売店舗において事業を行う者
- (2) 前号に定めるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条に規定する建築物のうち、3,000平方メートル以上の延べ床面積を有する興行場、集会場、遊技場、事務所又は旅館において事業を行う者
- (3) その他多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として市長が指定する者

2 前項に規定する者は、毎年5月31日までに、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関して、事業系一般廃棄物処理実績報告・減量計画書（第1号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 条例第17条第2項に規定する一般廃棄物管理責任者の届出様式は、第1号の2様式による。

(一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物)

第5条 条例第20条第4項に規定する産業廃棄物は、本市の区域内において生じた廃棄物で、次に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が特に認めた物

(ごみステーションの管理等)

第6条 ごみステーションを設置又は変更しようとする者は、ごみステーション設置・変更申請書(第2号様式)を、ごみステーションを廃止しようとする者は、ごみステーション廃止届出書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 条例第22条第2項に規定するごみステーションの管理者は、クリーン推進委員及び町内会又は自治会等の役員、その他の当該ごみステーションを適切に管理し、利用者に対し指導できる者でなければならない。

(処理除外物)

第7条 条例第23条第1項第7号に規定する規則で定める処理除外物は、別表第2のとおりとする。

(処理除外物の特例)

第8条 条例第23条第1項各号に規定する処理除外物のうち、次の各号に掲げる処理を行っている場合は、処理除外物に該当しないものとみなして、ごみステーションへ持ち出すことができる。

- (1) ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止の梱包を行い、「危険物」と表示していること。
- (2) 塗料、接着剤等については、固形状になるまで乾燥等の措置を行っていること。
- (3) スプレー缶については、中身を使い切った後、穴を空けてガス抜きを行っていること。
- (4) 著しく悪臭を発する物については、密封、脱臭等の措置を行っていること。

(受入基準等)

第9条 条例第25条第1項に規定する受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 佐世保市内から排出された一般廃棄物であること。ただし、市長が特に認めるものを除く。
- (2) 第3条に規定する排出基準のうち、別表第1の第1号、第2号及び第4号の各号に従って搬入していること。
- (3) 条例第23条に規定する処理除外物を搬入していないこと。

(4) その処理にあたって処理施設の管理運営上支障が生じないこと。

2 条例第25条第3項に規定する搬入制限の基準については、別表第3に定めるところによる。

(一般廃棄物の臨時排出)

第10条 条例第26条により、一般廃棄物の臨時排出に際し、市からその処理に関する業務の提供を受けることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 佐世保市災害対策本部又は佐世保市災害警戒本部設置時の災害等に基づくとき。

(2) その他の事情により、市長が必要と認めるとき。

(動物の死体の処理)

第11条 条例第27条に規定する動物の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 犬、猫、狸又はうさぎ

(2) その他小動物

2 前項の動物の死体の処理に関する業務の提供を受けようとする者は、動物死体処理申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請の際は、条例別表第1に規定する手数料を納付しなければならない。

(粗大ごみ)

第11条の2 条例別表第1ごみ処理手数料の項に規定する規則で定めるごみ(以下「粗大ごみ」という。)は、家庭系廃棄物のうち幅650ミリメートル、長さ800ミリメートルのポリエチレンフィルム製袋に入らないものかつ60キログラムを超えないものとする。ただし、軽量で持ち運びが容易にできるものかつ概ね1メートル以下のもので次のものを除く。

(1) 折り畳み式パイプ椅子(2脚まで)

(2) 傘

(3) ゴルフクラブ(ゴルフバッグと一体となつたゴルフセットを除く。)

(4) すだれ

(5) 釣竿

(粗大ごみ処理手数料)

第11条の3 条例別表第1ごみ処理手数料の項の品目ごとに規則で定める額は別表第4のとおりとする。

(粗大ごみ戸別収集の申込み)

第11条の4 粗大ごみを排出しようとする者は、ごみステーションへ排出することなく、あらかじめ戸別収集の申込みをしなければならない。ただし、当該粗大ごみを市の施設へ搬入する場合は、

この限りでない。

(粗大ごみの屋内収集等)

第11条の5 前条に規定する粗大ごみ戸別収集の申込みを行う者のうち、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあつて、かつ他の者の協力が得られないものについては、屋内収集を行うことができる。

(家庭系指定ごみ袋の形式等)

第11条の6 家庭系指定ごみ袋の形式は、第4号の2様式のとおりとする。

(家庭系指定ごみ袋の費用及び販売)

第11条の7 条例第20条の2第4項の規定による家庭系指定ごみ袋の額は、1枚当たり、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大袋 10円
- (2) 中袋 8円
- (3) 小袋 6円
- (4) ミニ袋 4円

2 家庭系指定ごみ袋の販売は、次に掲げる枚数を1組として行うものとする。

- (1) 大袋 4枚
- (2) 中袋 6枚
- (3) 小袋 12枚
- (4) ミニ袋 24枚

(家庭系指定ごみ袋使用の特例)

第11条の8 条例第20条の2第1項に規定する市長が特に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 別表第1で定める資源物を排出するとき。
- (2) 団体、個人の社会奉仕活動による環境美化活動のごみを排出するとき。
- (3) 市長の指定する処理施設に自ら運搬した家庭系ごみを排出するとき。
- (4) 剪定枝、落ち葉等を排出するとき。
- (5) 寝たきり高齢者、重度身体障害(児)者及び乳幼児の紙おむつを排出するとき。
- (6) 在宅療法による腹膜透析に係る腹膜透析用透析バッグを排出するとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

(廃棄物を自ら運搬する場合等)

第12条 占有者又は事業者(許可業者等を除く。)は、廃棄物を市長が指定する処理施設に自ら運

搬し、その処分を市に依頼しようとするときは、廃棄物処分依頼書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けて所定の手数料を納付しなければならない。

2 前項のごみ処理手数料の領収書の様式は、金銭登録機による領収書又は会計管理者が指定する領収書による。

3 許可業者等は、廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬し、その処分を市に依頼する際には、事前に搬入する車両ごとに搬入カード「新規発行・再発行」申請書（第6号様式）を市長に提出し、その交付を受けることができる。

4 前項に規定する搬入カードの交付又は再交付に当たっては、当該カードの実費を請求するものとする。

（手数料徴収の特例）

第13条 条例第29条第3項ただし書に規定する規則で定める場合とは、搬入カードを所持している許可業者等の場合とし、この場合においては、当該許可業者等に対し、毎月1日からその末日までの間において、搬入の都度、車両ごとに算出した手数料の合計を納期限を定めて請求するものとする。ただし、納期限までに手数料を納めていない許可業者等については、その事実が判明した時点から、前条第1項の規定を準用し、申請の際手数料を徴収するものとする。

（証紙の貼付）

第13条の2 粗大ごみを排出しようとする者は、排出する粗大ごみの確認が容易な位置にその納付額に相当する額の証紙を貼付して行わなければならない。

（指定ごみ袋用証紙の印刷位置及び複製使用の禁止等）

第13条の3 条例第29条の2第3項に規定する市長が家庭系指定ごみ袋に印刷する35円、70円、140円及び210円の証紙（以下「指定ごみ袋用証紙」という。）は、家庭系指定ごみ袋の表面にあつて、印刷が容易に確認できる位置に付するものとする。

2 指定ごみ袋用証紙を家庭系指定ごみ袋から切り離すなどした場合及び故意にき損した場合は、その指定ごみ袋用証紙及び家庭系指定ごみ袋は、無効とする。

3 何人も指定ごみ袋用証紙を付した家庭系指定ごみ袋（以下「証紙付き指定ごみ袋」という。）を複製し、若しくは複製された証紙付き指定ごみ袋を使用し、又は他の世帯の者に譲渡してはならない。

4 前項の規定に違反し、複製し、又は他の世帯の者に譲渡された証紙付き指定ごみ袋は、無効とする。

第13条の4 削除

(証紙の形式)

第13条の5 条例第29条の2第2項の規則で定める証紙の形式は、第6号の2様式及び第6号の3様式のとおりとする。

(証紙等売りさばき人の指定)

第13条の6 条例第29条の3の規定により、売りさばき人の指定を受けようとする者（小売業を営む者で市内又は北松浦郡佐々町に店舗又は事務所を有している者に限る。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。）は、520円の証紙にあつては証紙等売りさばき人指定申請書（第6号の4様式）に、証紙付き指定ごみ袋にあつては証紙等売りさばき人指定申請書（第6号の4の2様式）に、それぞれ証紙等を売りさばく場所（以下「売りさばき所」という。）を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により売りさばき人を指定したときは、証紙等売りさばき人指定通知書（第6号の5様式及び第6号の5の2様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 売りさばき人の指定を受けた者は、売りさばき所の見やすい位置に標札（第6号の6様式）を掲げなければならない。

(売りさばき人の欠格条件)

第13条の7 次の各号の一に該当する者は、売りさばき人となることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- (2) 未成年
- (3) 破産の宣告を受けている者
- (4) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又はこれと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(売りさばき人の氏名等の変更)

第13条の8 売りさばき人がその氏名（売りさばき人が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。）を改め、又は住所を変更したときは、直ちに証紙等売りさばき人氏名（名称）等変更届出書（第6号の7様式）に当該事項を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 売りさばき人が売りさばき所又は売りさばき業務について変更しようとするときは、あらかじめ売りさばき所等変更承認申請書（第6号の8様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

第13条の9 売りさばき人は、売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに証紙等売りさばき業務廃止届出書（第6号の9様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消）

第13条の10 市長は、売りさばき人が次の各号の一に該当するときは、条例第29条の3の規定による指定を取り消すことができる。

- （1） 第13条の7第1号、第2号及び第4号に該当することとなつたとき。
- （2） 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- （3） 証紙及び証紙付き指定ごみ袋を売りさばくのに必要な資力又は信用を失つたとき。
- （4） 前条の規定により売りさばき業務廃止の届出があつたとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、当該売りさばき人にその旨を通知するものとする。

（証紙等の買受け）

第13条の11 条例第29条の3第2項の規定による買受けは、520円の証紙にあつては証紙買受請求書（第6号の10様式）、証紙付き指定ごみ袋にあつては証紙等買受請求書（第6号の11様式）により行わなければならない。

（証紙等取扱手数料）

第13条の12 売りさばき人に対しては、520円の証紙を売り払う際又は証紙付き指定ごみ袋の販売代金及びごみ処理手数料を徴する際に証紙等取扱手数料を支払うものとする。

2 前項の520円の証紙を売り払う際に支払う証紙等取扱手数料の額は、売りさばき人が買い受ける証紙1枚につき57.2円（1枚当たりの額面金額520円に1,000分の110を乗じて得た額の小数点以下第2位を四捨五入した額）とし、その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の証紙付き指定ごみ袋の販売代金及びごみ処理手数料を徴する際に支払う証紙等取扱手数料の額は、売りさばき人が買い受けた家庭系指定ごみ袋1組につき11円とし、その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（証紙等の売りさばき等）

第13条の13 売りさばき人は、520円の証紙にあつては、額面金額で売りさばくものとし、汚損し、又はき損した証紙を売りさばいてはならない。

2 売りさばき人は、証紙付き指定ごみ袋にあつては、第11条の7の規定による家庭系指定ごみ袋1組あたりの費用及び指定ごみ袋用証紙1組あたりの額面金額の合計額で売りさばくものとし、

汚損し、又はき損した証紙付き指定ごみ袋を売りさばいてはならない。

- 3 売りさばき人は、既にごみ処理手数料を支払った証紙付き指定ごみ袋を家庭系指定ごみ袋購入補助券（以下「補助券」という。）を引き受けて売りさばいたときは、既に支払ったごみ処理手数料のうち、当該引き受けた補助券に相当する額について、市長に還付の請求をすることができる。
- 4 前項の規定により、還付の請求を行おうとする者は、ごみ処理手数料還付請求書（第6号の12様式）に当該還付を受けようとする補助券を添えて市長に提出しなければならない。

（証紙及び証紙付き指定ごみ袋の交換）

第13条の14 売りさばき人は、天災等その責に帰すことのできない理由によつて汚損し、又はき損した証紙と他の証紙との交換を市長に請求することができる。

- 2 売りさばき人は、天災等その責めに帰すことのできない理由によつて汚損し、又はき損した証紙付き指定ごみ袋と他の証紙付き指定ごみ袋との交換を市長に請求することができる。
- 3 前2項の規定により証紙又は証紙付き指定ごみ袋の交換を請求しようとする者は、証紙交換請求書（第6号の13様式）に当該交換しようとする証紙又は証紙付き指定ごみ袋を添えて市長に提出しなければならない。

（証紙等の買戻し）

第13条の15 売りさばき人が条例第29条の2第8項の規定により現金の還付を受けようとするときは、証紙等代金還付申請書（第6号の14様式）に当該還付を受けようとする証紙又は証紙付き指定ごみ袋を添えて市長に提出しなければならない。

（証紙等の返還による現金の還付）

第13条の16 市長は、前条の規定による申請により現金を還付するときは、次に掲げる額を還付するものとする。

- （1） 520円の証紙にあつては、額面金額の合計額に当該証紙1枚につき57.2円を乗じて得た額を差し引いた額
- （2） 証紙付き指定ごみ袋にあつては、額面金額の合計額に当該証紙付き指定ごみ袋1組につき11円を乗じて得た額を差し引いた額

（指導又は検査）

第13条の17 市長は、必要があると認めるときは、売りさばき人の証紙の取扱いについて、指導又は検査を行わせることができる。

第13条の18及び第13条の19 削除

(補助券の配付)

第13条の20 市長は、市内に居住し、原則として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載のある者の世帯に対し、補助券を配付するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助券の配付にあたっては、住民基本台帳に記載された世帯主の住所、氏名、世帯人員の情報を利用するものとし、これらの個人情報の利用に関しては、情報の適正な取扱いを図るため必要な措置を講じなければならない。

3 第1項に規定する補助券の配付は、年1回とする。

4 前項の規定による補助券の配付後に市内に転入した者及び出生した者については、次回配付月までの残りの月数に応じて補助券を配付する。

5 補助券は、再配付及び追加配付はしない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助券の形式)

第13条の21 前条に規定する補助券の形式は、第6号の15様式のとおりとする。

(補助券の配付枚数)

第13条の22 第13条の20第1項及び第3項の規定に基づき、市長は、市内に居住する世帯に対し、5枚に当該世帯の人員数を乗じた数の補助券を配付する。

(補助券の譲渡禁止)

第13条の23 補助券は、他の世帯の者に譲渡してはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反し、他の世帯の者に譲渡された補助券は無効とする。

(補助券の複製使用の禁止)

第13条の24 何人も補助券を複製し、又は複製された補助券を使用してはならない。

2 前項の規定に違反し、複製された補助券は、無効とする。

(市が収集運搬を行う事業系一般廃棄物の特例)

第13条の25 条例第21条第1項ただし書に定める占有者等の事業系一般廃棄物は、黒島町、高島町及び宇久町の事業者並びに町内会、自治会及び公民館（以下「町内会等」という。）の事業活動に伴って生じたものとする。

2 前項に規定する占有者等が、ごみステーションに事業系一般廃棄物を排出する場合は、条例第20条の2及び第29条の2を準用する。

3 前項の規定にかかわらず、町内会等の証紙付き指定ごみ袋については、町内会用指定ごみ袋を

もつてこれに代えることができる。

4 前項に規定する町内会用指定ごみ袋の交付の枚数及び方法等については、市長が別に定める。

第14条及び第15条 削除

(手数料の減免)

第16条 条例第33条の規定により手数料の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 火災等の罹災者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、申請理由の判明する証明書を添え、一般廃棄物の処理にあつては、廃棄物処理手数料減免申請書(第7号様式)を、法に基づく申請に対する審査及び許可証の再交付にあつては、手数料減免申請書(申請に対する審査及び許可証の再交付)(第7号の2様式)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可の申請及び届出)

第17条 次の各号に掲げる許可申請及び届出は、それぞれ次に定める様式によるものとする。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の申請 第8号様式
- (2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可の申請 第9号様式
- (3) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請 第10号様式
- (4) 法第7条の2第3項に規定する一般廃棄物処理業に係る廃止又は変更の届出 第11号様式
(一般廃棄物処理施設の許可申請等)

第18条 次の各号に掲げる許可申請等は、それぞれ次に定める様式によるものとする。

- (1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請 第12号様式
- (2) 法第8条の2第5項に規定する一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請 第12号の2様式
- (3) 法第8条の2の2第1項に規定する一般廃棄物処理施設の定期検査の申請 第12号の2の2様式
- (4) 法第9条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請 第12号の3様式
- (5) 法第9条の2の4第1項に規定する一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定の申請 第12号の3の2様式
- (6) 令第5条の5に規定する一般廃棄物施設の熱回収施設の休廃止等の届出 第12号の3の3様式

- (7) 法第9条第3項に規定する一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出 第12号の4様式
- (8) 法第9条第4項に規定する一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出 第12号の5様式
- (9) 法第9条第5項に規定する一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請 第12号の6様式
- (10) 法第9条の5第1項に規定する一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請 第12号の7様式
- (11) 法第9条の6第1項に規定する合併又は分割の認可の申請 第12号の8様式
- (12) 法第9条の7第2項に規定する相続届出 第12号の9様式
(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第19条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ次に定める様式によるものとする。

- (1) 法第9条の3第1項に規定する市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出 第13号様式
- (2) 法第9条の3第8項に規定する市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出 第13号の2様式
(許可証等)

第20条 市長は、次の各号に掲げる申請に対する許可をしたときは、次に定める許可証等を交付する。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業に係る法第7条第1項の許可又は法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可 第14号様式
- (2) 一般廃棄物処分業に係る法第7条第6項の許可又は法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可 第14号の2様式
- (3) 一般廃棄物処理施設に係る法第8条第1項の設置の許可又は法第9条第1項の変更の許可 第14号の3様式
- (4) 一般廃棄物処理施設の熱回収認定申請に係る法第9条の2の4第1項の認定又は令第5条の5に係る変更の認定 第14号の4様式

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の変更交付)

第21条 市長は、前条第1項又は省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14、省令第10条の18、若しくは省令第12条の5のそれぞれに規定する許可証（次条において単に「許可証」という。）の記載事項に変更があつたときは、当該許可証を返納させ新たに許可証を交付する。

(許可証の再交付)

第22条 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は著しく破損したときは、許可証再交付申請書（第15号様式）により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

2 紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した許可証が発見されたときは、当該許可証を直ちに返納しなければならない。

3 破損により第1項に規定する再交付を受けようとする者は、破損した許可証を添付して申請しなければならない。

(許可証の返納)

第23条 許可証の交付を受けた者のうち、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) その業及び施設の許可を取り消されたとき。

(2) その業及び施設を廃止したとき。

(3) 許可証の期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。

(通知書)

第23条の2 市長は法第8条の2の2第1項に規定する定期検査を行つたときは、省令第4条の4の4に規定した結果を定期検査結果通知書（第15号の2様式）により行うものとする。

(廃棄物処理施設の改善又は使用停止命令)

第24条 市長は、法第9条の2第1項又は法第15条の2の7に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずるときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設改善命令書（第16号様式）又は一般廃棄物・産業廃棄物処理施設使用停止命令書（第17号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第25条 市長は、法第19条の3の各号に規定する処理を行つた者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるときは、改善命令書（第18号様式）により行うものとする。

(措置命令)

第26条 市長は、法第19条の4に規定する処分を行つた者に対し、同条に規定するその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずるときは、措置命令書（第19号様式）により行うものとする。

(再生利用業の個別指定の申請)

第27条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する廃棄物の再生利用業の個別指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

（再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請）

第28条 廃棄物の再生利用業の個別指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書（第21号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（再生利用業の指定証の交付等）

第29条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、再生利用業の個別指定又は事業の範囲の変更の個別指定をすべきものと決定したときは、当該申請者に対し再生利用個別指定業指定証（第22号様式）を交付する。

2 前項の指定は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によつて、効力を失う。

3 第1項の指定証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（再生利用業の指定証の変更交付）

第30条 市長は、前条の規定により交付した指定証の記載事項に変更があつたときは、当該指定証を返納させ新たに指定証を交付する。

（再生利用業の指定証の再交付）

第31条 指定業者は、第29条第1項の指定証を紛失し、又は著しく破損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書（第23号様式）により市長に申請して指定証の再交付を受けなければならない。

2 紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した指定証が発見されたときは、当該指定証を直ちに返納しなければならない。

3 破損により第1項に規定する再交付を受けようとする者は、破損した指定証を添付して申請しなければならない。

（再生利用業に係る変更の届出）

第32条 指定業者は、再生利用個別指定業指定申請事項に変更が生じたときは、当該変更の日から10日以内に、再生利用個別指定業変更届出書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

（再生利用業の指定の取消し等）

第33条 市長は、指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(再生利用業の廃止の届出)

第34条 指定業者は、再生利用個別指定業を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定証の返納)

第35条 許可証の交付を受けた者のうち、次の各号の一に該当するときは、直ちに市長に指定証を返納しなければならない。

- (1) その業を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき。

(報告)

第36条 条例第34条の規定による市長に提出する報告は、次に定めるところによる。

- (1) 第17条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者にあつては、各月の実績を翌月10日までに、一般廃棄物運搬実績報告書（第26号様式）によること。
- (2) 第17条第2項に規定する一般廃棄物処分業者にあつては、各月の実績を翌月10日までに、一般廃棄物処分実績報告書（第27号様式）によること。
- (3) 第27条に規定する指定業者にあつては、各月の実績を翌月10日までに、再生利用個別指定業実績報告書（第28号様式）によること。
- (4) 法第9条の2の4第1項に規定する一般廃棄物施設の熱回収認定者にあつては、省令第5条の5の11に規定する報告は第28号の2様式によること。

2 前項各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その都度、報告を求めることができる。

(立入検査員及び清掃指導員)

第37条 市長は、条例第35条の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関する職務を行わせるため、環境部に立入検査員を置く。

2 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する啓蒙、指導の職務を行わせるため、環境部に清掃指導員を置く。

3 前2項に規定する立入検査員及び清掃指導員の身分を示す証明証は、立入検査員証（第29号様式）及び清掃指導員証（第30号様式）とする。

(委任)

第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の廃止)

- 2 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和50年規則第5号。以下「改正前の規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定によつてした手続、処分その他の行為は、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定には、改正後の規則の相当規定によつてした手続、処分その他の行為とみなす。

- 4 改正前の規則第12号様式及び第13号様式の規定により交付された許可証は、改正後の規則第11号様式及び第12号様式の規定により交付された許可証とみなす。

- 5 この規則の施行の際現に存する事業系一般廃棄物の常時処理に関する業務の提供を佐世保市から受けている者の手続、事業系ごみ手数料及び費用の徴収については当分の間、なお従前の例による。

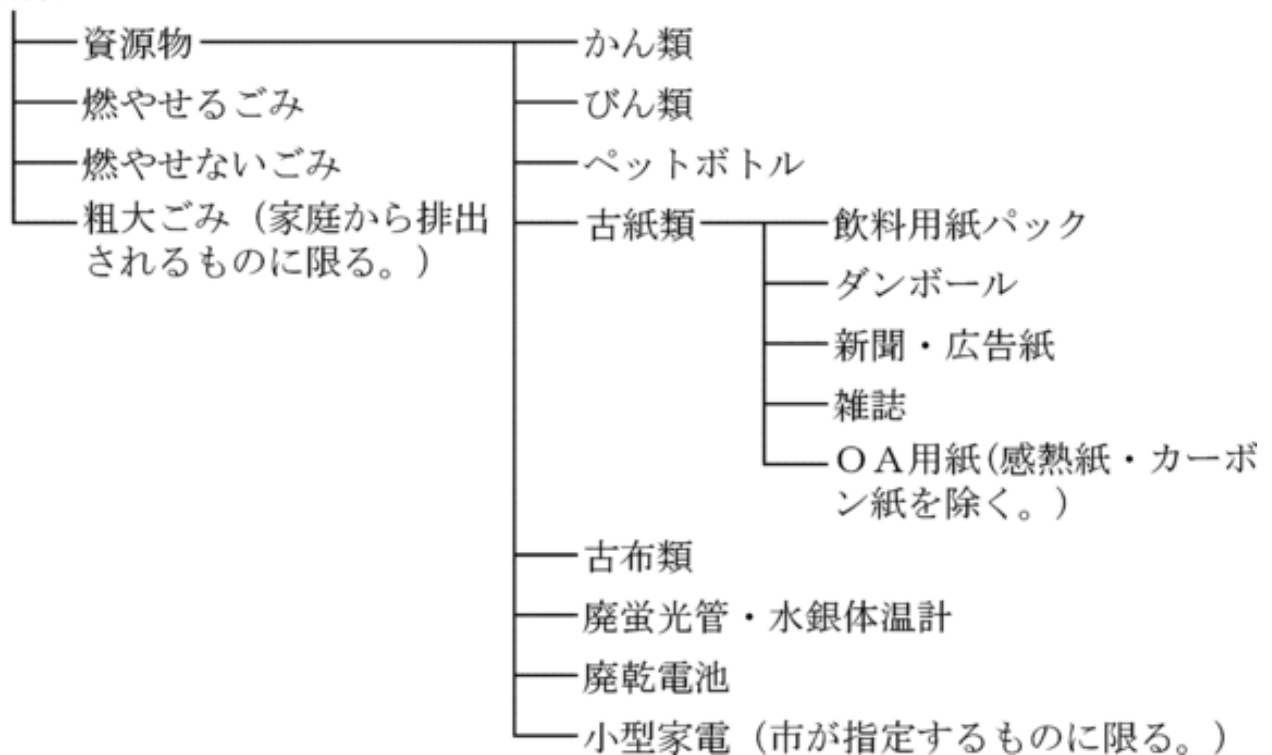
(佐世保市清掃事業運営審議会規則の廃止)

- 6 佐世保市清掃事業運営審議会規則（昭和45年規則第32号）は、廃止する。

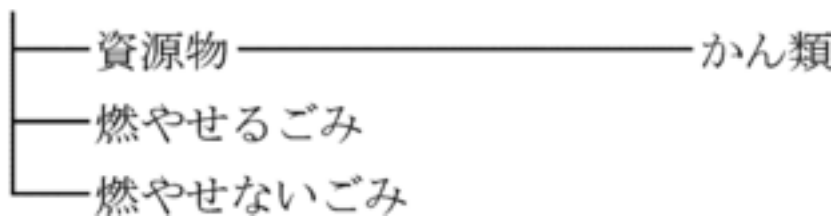
(宇久町の編入に伴う経過措置)

- 7 令和2年3月31日までは、編入前の宇久町の区域内における第3条の規定の適用については、同条に定める別表第1の1の項中「

不用物



」とあるのは、「
不用物



」とする。

8 令和2年3月31日までは、編入前の宇久町の区域内の事業者及び町内会等は、条例第21条第1項ただし書に定める占有者等とし、当該占有者等が、ごみステーションに事業系一般廃棄物を排出するときは、条例第20条の2を準用する。

9 令和2年3月31日までは、第11条の7第2項の規定にかかわらず、編入前の宇久町の区域内における家庭系指定ごみ袋の販売は、次に掲げる枚数を1組として行うものとする。

- (1) 大袋 10枚
- (2) 中袋 10枚
- (3) 小袋 10枚
- (4) ミニ袋 20枚

10 編入前の宇久町の区域内において、条例附則第4項の規定により徴収するごみ処理手数料は、当月末日までに納付するものとする。

附 則（平成 8 年 4 月 30 日規則第 23 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 14 日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 28 日規則第 48 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 13 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則によつてした手続き、処分その他の行為は、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によつてした手続き、処分その他の行為とみなす。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 12 年厚生省令第 101 号）による改正前の様式第 2 号により交付された許可証は、改正後の第 14 号の 3 様式により交付された許可証とみなす。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 8 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 27 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 20 日規則第 54 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 号様式及び第 7 号様式中「印」を削る改正規定、並びに第 8 号様式から第 13 号様式、第 20 号様式及び第 21 号様式、並びに第 23 号様式から第 25 号様式まで、並びに第 26 号様式から第 28 号様式までの様式中「印」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の処分、手続きその他の行為について適用し、同日前までの処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 7 月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の 2 の改正規定、別表第 1 の改正規定及び別表第 2 の改正規定は、平成15年10月 1 日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規則第31号）

この規則は、平成15年12月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 7 月28日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の15を第13条の17とし、同条の次に 5 条を加える改正規定中第13条の20から第13条の22までに係る部分は、平成16年12月 1 日から、第11条の 5 の次に 2 条を加える改正規定中第11条の 7 に係る部分、第13条の 2 の次に 2 条を加える改正規定及び第13条の15を第13条の17とし、同条の次に 5 条を加える改正規定中第13条の18に係る部分は、平成17年 1 月10日から施行し、同日の収集に係るごみの排出から適用する。

附 則（平成16年12月14日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 4 月 1 日規則第55号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年11月 7 日規則第86号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の廃棄物の処理及び適正処理等に関する条例施行規則第 6 号の13様式による無料ごみ処理券で現に残存するものは、この規則の施行日以後も使用することができる。

附 則（平成18年 3 月20日規則第25号）

この規則は、平成18年 3 月31日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第44号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第90号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によるごみ処理券又は無料ごみ処理券を有する者が、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第22号）附則第2項の規定により平成21年1月1日から同年6月30日までの間において、当該ごみ処理券又は無料ごみ処理券を貼付して排出する家庭系指定ごみ袋については、改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による施行の際現に旧規則の規定に基づく証紙を有する売りさばき人に係る売りさばき業務の廃止、証紙の買い受けの請求、証紙の交換の請求及び証紙の代金の還付申請については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月27日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に収集するし尿の処理手数料について適用し、同日前に収集するし尿の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第25号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月3日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月3日規則第49号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年2月26日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第33号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月29日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月6日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日規則第8号）

改正

平成31年4月26日規則第48号

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び同条第3項、附則第7項、附則第8項、附則第9項並びに第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4号の2様式の規定にかかわらず、令和2年4月30日までは、編入前の宇久町の区域内においては、改正前の第4号の2様式に定める宇久町専用指定ごみ袋を家庭系指定ごみ袋として使用することができる。

附 則（平成31年4月26日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の佐世保市の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年7月3日規則第62号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第99号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日規則第 9 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

番号	廃棄物の排出基準
1	<p>不用となった物は、次のとおり分別して、それぞれ排出しなければならない。</p> <p>不用物</p> <ul style="list-style-type: none"> — 資源物 — 燃やせるごみ — 燃やせないごみ — 粗大ごみ（家庭から排出されるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> — かん類 — びん類 — ペットボトル — 古紙類 <ul style="list-style-type: none"> — 飲料用紙パック — ダンボール — 新聞・広告紙 — 雑誌 — O A 用紙（感熱紙・カーボン紙を除く。） — 古布類 — 廃蛍光管・水銀体温計 — 廃乾電池 — 小型家電（市が指定するものに限る。）
2	<p>資源物は、原則として中身が確認できる透明もしくは半透明な袋等に入れて排出しなければならない。粗大ごみを除く袋に入らないものについては、濡れないように、また、飛散しないように配慮しなければならない。</p>
3	<p>条例第 23 条に規定する処理除外物は、排出してはならない。</p>
4	<p>燃やせるごみは、80 センチメートル以下に切つて排出しなければならない。</p>
5	<p>市民は、粗大ごみを除く不用となった物については、分別に応じて、所定のステーションに排出しなければならない。</p>
6	<p>事業者は、その敷地内に分別に応じた集積所を設け、それぞれ排出することができるよう努めなければならない。</p>

別表第 2（第 7 条関係）

区分	処理除外物
破砕処理困難物	自動販売機、ドラム缶、耐火金庫、油圧機器、工作機械、大型の電動工具、発電機、業務用コピー機、業務用ゲーム機、業務用厨房機器、業務用ボイラー、

	その他これらに類するもの
液状の物	油脂、廃油、塗料、薬品、その他これらに類するもの
その他	バイク・スクーター、タイヤ、バッテリー、自動車部品、農機具、FRP船、消火器、プロパン、ピアノ、パソコンその他これらに類するもの

別表第3（第9条関係）

搬入制限の基準等	
要件	1 市域外のごみを搬入したとき。ただし、市長が特に認めるものを除く。 2 産業廃棄物を搬入したとき。 3 第3条に規定する排出基準のうち、別表第1の第1号、第2号及び第4号の各号に従わずに搬入したとき。 4 条例第23条に規定する処理除外物を搬入したとき。 5 その処理にあたって処理施設の管理運営上支障が生じたとき。
上記要件に違反したときの処分	
違反に係る処分回数	処分内容
なし	文書による警告
1回	市長が指定する日から搬入停止3日間
2回	市長が指定する日から搬入停止1週間
3回	市長が指定する日から搬入停止2週間
4回	市長が指定する日から搬入停止3週間
5回以上	市長が指定する日から搬入停止4週間
備考 この表において「違反に係る処分回数」とは、当該処分が行われた日を起算日とする過去2年間に処分を受けた回数をいう。	

別表第4（第11条の3関係）

行	品目	手数料	備考
ア行	アコーディオンカーテン（1枚につき）	520円	
	足踏みミシン	1,040円	
	編み機	520円	
	網戸	520円	10枚までを1個として扱

			う
	アンテナ	520円	
	衣装ケース	520円	
	椅子（1人用の椅子）	520円	
	椅子（2人以上用の椅子）	1,040円	
	一輪車（家庭作業用）	520円	
	乳母車（ベビーカー）	520円	
	エレクトーン	1,560円	電子ピアノを含む
	オルガン	1,560円	
カ行	カーペット	520円	じゅうたんを含む
	ガステーブル	520円	
	カラーボックス	520円	
	カラオケ	520円	
	ギター	520円	
	脚立（はしご）	520円	
	鏡台	520円	
	下駄箱（1辺120cm未満）	520円	
	下駄箱（1辺120cm以上）	1,040円	
	こたつ	520円	
	ゴルフ用具セット	520円	クラブとバッグを合わせたもの
サ行	サイクリングマシーン	1,040円	
	座椅子	520円	
	サイドボード（1辺120cm未満）	1,040円	
	サイドボード（1辺120cm以上）	1,560円	
	座卓（1辺120cm未満）	520円	
	座卓（1辺120cm以上180cm未満）	1,040円	
	座卓（1辺180cm以上）	1,560円	
	三輪車	520円	

	自転車	520円	
	芝刈機	520円	
	障子	520円	6枚までを1個として扱う
	照明器具	520円	
	食器洗い乾燥機	520円	食器乾燥機を含む
	食器棚（1辺120cm未満）	520円	
	食器棚（1辺120cm以上180cm未満）	1,040円	
	食器棚（1辺180cm以上）	1,560円	
	水槽（1辺120cm未満）	520円	
	水槽（1辺120cm以上）	1,040円	
	スーツケース	520円	
	スキー板	520円	
	ステレオ（セパレート型）	1,040円	
	ステレオラック	520円	
	ストーブ（電気、ガス、石油）	520円	
	スピーカー	520円	2本までを1個として扱う
	スプリング入マット（シングル）	1,040円	
	スプリング入マット（ダブル）	1,560円	
	すべり台	1,040円	
	ズボンプレスナー	520円	
	洗面台（1辺180cm未満）	1,040円	
	洗面台（1辺180cm以上）	1,560円	
	ソファ（1人掛）	520円	
	ソファ（2人掛）	1,040円	
	ソファ（3人掛以上）	1,560円	
タ行	畳（1枚につき）	520円	
	タンス（1辺120cm未満）	520円	

	タンス（1辺120cm以上180cm未満）	1,040円	
	タンス（1辺180cm以上）	1,560円	
	チャイルドシート	520円	
	机（片袖）	520円	
	机（両袖）	1,040円	
	テーブル（1辺120cm未満）	520円	
	テーブル（1辺120cm以上180cm未満）	1,040円	
	テーブル（1辺180cm以上）	1,560円	
	テレビ台	520円	
	電子レンジ	520円	
	ドア	520円	
	トタン	520円	10枚までを1個として扱う
ナ行	流し台（1辺180cm未満）	1,040円	
	流し台（1辺180cm以上）	1,560円	
	2段ベッド	1,560円	
ハ行	ファンヒーター（電気、ガス、石油）	520円	
	ふすま	520円	2枚までを1個として扱う
	布団	520円	
	ブラインド	520円	6枚までを1個として扱う
	ぶら下がり健康機	1,040円	
	ブランコ	1,040円	
	風呂釜	520円	
	ベッド(シングル)	1,040円	
	ベッド(ダブル)	1,560円	
	ペット小屋	520円	
	ベビーベッド	520円	

	本棚（1辺120cm未満）	520円	
	本棚（1辺120cm以上180cm未満）	1,040円	
	本棚（1辺180cm以上）	1,560円	
マ行	マッサージ機（椅子型）	1,560円	
	マットレス（スプリングなし）	520円	
	餅つき機	520円	
	物置	1,560円	解体済のもの
	物干し竿	520円	10本までを1個として扱う
	物干し台	520円	1組を1個として扱う
ヤ行	湯沸し器（ガス、電気）	520円	
	浴槽	1,040円	
	よしず	520円	3本までを1個として扱う
ラ行	ランニングマシーン	1,040円	
	ロッカー	1,040円	
ワ行	ワゴン	520円	
その他	この表に掲げる品目以外の粗大ごみ処理手数料の額は、その重量、形状等を勘案して市長が定めた額とする。		

第1号様式（第4条関係）

事業系一般廃棄物処理実績報告・減量計画書

年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者)
電 話

年度の事業系一般廃棄物の処理実績及び 年度の事業系一般廃棄物の減量計画について、佐世保市廃棄物の減量及び通正処理等に関する条例第17条の規定により、次のとおり提出いたします。

建築物の名称		所在地 佐世保市		店舗面積 m ²		延床面積 m ²		一般廃棄物管理責任者											
年度及び処理区分	種 類	発生量 B+C+D = (A)	前 年 度 実 績						減 量 率 (%) B+C/A	発生量 B+C+D = (A)	当 年 計 画						減 量 率 (%) B+C/A		
			処 理 区 分								処 理 区 分								
			自家処理 処理量:処理方法 (B)		再利用処理 再利用量:処理業者 (C)		廃棄処理 処理量:処理業者 (D)				自家処理 処理量:処理方法 (B)		再利用処理 再利用量:処理業者 (C)		廃棄処理 処理量:処理業者 (D)				
紙	ダンボール																		
	新聞・広告紙																		
	雑誌類																		
	その他																		
	小計																		
ガラス	その他																		
	飲料缶																		
金属	その他																		
	その他																		
廃プラスチック類																			
厨 芥																			
粗大 ごみ	木																		
	その他																		
合 計																			

- 備考 1 単位は原則としてトンを使用し、小数点以下は、第2位まで記載すること。(小数点第3位を四捨五入すること。)
2 記載以外の廃棄物の種類があれば、空欄にその廃棄物の種類を記載して記入すること。

第1号の2様式（第4条関係）

一般廃棄物管理責任者選任・解任届

年 月 日

佐世保市長 様

住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 ー

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり選任・解任したいので届けます。

事業所又は建築物の所在地		
事業所又は建築物の名称		
一般廃棄物管理責任者	選任	職名等
		氏名
		電話番号
		選任年月日
	解任	職名等
		氏名
		電話番号
		解任年月日
備考		

第2号様式（第6条関係）

		新	旧
ごみステーション	所在地		
	用途	1 可燃ごみ 2 不燃・大型資源ごみ	1 可燃ごみ 2 不燃・大型資源ごみ
管 理 者	氏名		
	住所		
	連絡先		
	選任年月日		
添付書類及び図面	1 土地の所有権を有することを証する書類 2 所有権がない場合には、使用する権限を有することを証する書類 3 ごみステーション付近の状況がわかる図面		※ 受 付 欄
備考 ※の欄は記入しないこと。			

第3号様式（第6条関係）

<p>ごみステーション廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">町内会等の名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">ごみステーションを廃止したいので、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。</p>					
ごみステーション	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用 途</td> <td>1 可燃ごみ 2 不燃・大型資源ごみ</td> </tr> </table>	所在地		用 途	1 可燃ごみ 2 不燃・大型資源ごみ
所在地					
用 途	1 可燃ごみ 2 不燃・大型資源ごみ				
廃止年月日	年 月 日				
廃止の理由					

第4号様式（第11条関係）

課長	課長 補佐	係長	担当	受付	月
					日

動物死体処理申請書

場所			
種類	犬	猫	その他
	体	体	体

上記のとおり申請します。

年 月 日

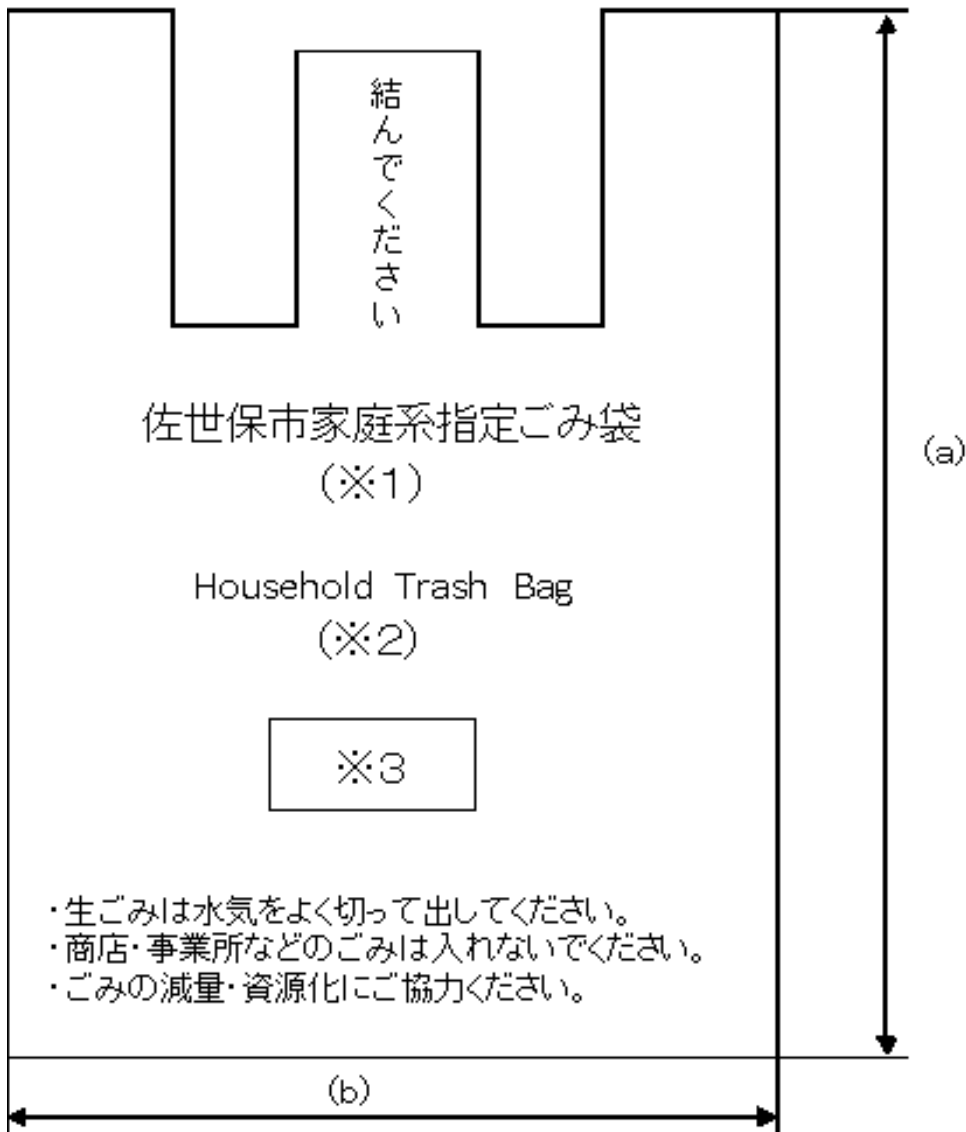
申請者 住 所 佐世保市

ふりがな
氏 名 _____

佐世保市長 様

処理年月日	年 月 日			
整理番号	調 定	収 集 員	査 定 者	手 数 料
				円

第4号の2様式（第11条の6関係）
指定ごみ袋(手提げ型:デザイン共通)



- ※1 の欄には、その容量ごとに「大・中・小・ミニ」の文字を印刷する。
- ※2 の欄には、その容量ごとに※1の表記に併せ、「Lsize・Msize・Ssize・Minisize」の文字を印刷する。
- ※3 の欄には、別にデザインする収入証紙を印刷する。

寸法	(a)	(b)	厚さ
45リットル(大)	800	650	0.040
30リットル(中)	700	500	0.040
15リットル(小)	600	400	0.033
7.5リットル(ミニ)	500	360	0.033

一般廃棄物処分依頼書

佐世保市長 様

年 月 日

依頼者 住所 _____
 ふりがな _____
 氏名 _____
 会社名 _____
 車番 _____

種 類	<input type="checkbox"/> 事業系 <input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 犬、猫、その他小動物 _____ 体 <input type="checkbox"/> その他		
内 訳	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ（紙くず、書類、生ごみ等） <input type="checkbox"/> 不燃ごみ（陶器類、家電等） <input type="checkbox"/> 粗大ごみ（タンス、ベッド等） <input type="checkbox"/> 資源ごみ（雑誌、ペットボトル、空き缶等） <input type="checkbox"/> その他 [_____]		
整理番号		査 定 者	

上記のとおり依頼します。

搬入カード「新規発行・再発行」申請書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者
住 所
氏 名


佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第12条第3項に基づき搬入カードの「新規発行・再発行」申請をいたします。

※カード番号		※業者コード	
車 種		車 番	
空車重量		※有効期限	年 月 日まで
	kg		
※手数料		※交付年月日	年 月 日
	円		
備 考	再発行理由 ① 紛失 ② 破損 ③ その他()		

記載事項

- 1 ※の欄は記載しないこと。ただし、再発行の場合はカード番号を記入すること。
- 2 「新規発行・再発行」については、該当するものを○で囲むこと。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 添付書類として、申請車両の自動車検査証の写しを添付すること。
- 5 備考欄の再発行理由は該当するものを○で囲むこと。

第6号の2様式（第13条の5関係）

0000000	0000000
(控) お 願 い	 粗 大 ご み 処 理 券 520円
<ul style="list-style-type: none">・粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って電話で予約した日に出してください。・粗大ごみ処理券を折り曲げたり、汚したりしないでください。・粗大ごみ処理券は払い戻しいたしませんので、ご了承ください。・粗大ごみ処理券は破損又は紛失しても、再発行できません。・(控)は収集終了時まで保管をお願いします。・(控)を粗大ごみに貼っても収集できませんのでご注意ください。・この金額を超える場合は、複数の粗大ごみ処理券を合わせてください。・粗大ごみとして回収した後に、状態が良いものは再使用する場合があります。再使用を希望されない場合は、処理券にチェックをしてください。	<p>氏名または 受付番号 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>●再利⽤不可 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">佐世保市収入証紙</p>

第6号の3様式（第13条の5関係）
指定ごみ袋用証紙

(1) 35円証紙



(2) 70円証紙



(3) 140円証紙



(4) 210円証紙



寸法 (1)～(4)共通

- a 7cm
- b 4cm
- c 1cm

色 (1)～(4)共通
緑色

第6号の4様式（第13条の6関係）

証紙売りさばき人指定申請書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

電話

印

私は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の6第1項の規定により、証紙売りさばき人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 売りさばき所が複数ある場合

No.	売りさばき所の住所	売りさばき所の名称	責任者名	電 話

※ 上記欄に記載されない場合は、別紙による。

2 売りさばく証紙の種類 520円証紙(粗大ごみ処理券)

第6号の4の2様式（第13条の6関係）

証紙等売りさばき人指定申請書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 住 所
 名 称 電話
 代表者名 印

私は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の6第1項の規定により、証紙等売りさばき人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 売りさばき所が複数ある場合

No.	売りさばき所の住所	売りさばき所の名称	責任者名	電 話

* 上記欄に記載されない場合は、別紙による。

2 売りさばく証紙の種類

35円、70円、140円及び210円の各証紙付き指定ごみ袋

第6号の6様式（第13条の6関係）

指定番号 第 号



ごみ処理用証紙取扱店

佐世保市

第6号の7様式（第13条の8関係）

証紙売りさばき人氏名(名称)等変更届出書

年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住 所
 名 称 電話
 代表者名 印

私は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の8第1項の規定により、{氏名(名称、代表者名)・(住所(居所、所在地))}を改めた(変更した)ので、その証明書類を添付し、届け出ます。 ※{ }の中の該当する部分を○で囲んでください。

記

指定番号【 】

変更等前の内容	変更等後の内容	理 由

売りさばき所等変更承認申請書

年 月 日

佐世保市長 様

届出人 住 所
名 称 電話
代表者名 印

私は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の8第2項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

指定番号	変更等前の内容	変更等後の内容	理 由

証紙等売りさばき業務廃止届出書

年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住 所
名 称 電話
代表者名 印

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の9の規定により、
証紙等売りさばき業務を廃止したいので下記により届け出ます。

記

1 売りさばき業務に係る指定番号

指定番号 第 号

2 売りさばき業務廃止期日

年 月 日

3 理 由

第6号の14様式 (第13条の15関係)

証紙等代金還付請求書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 住所
 名称
 代表者名 印
 電話
 指定番号 【 】

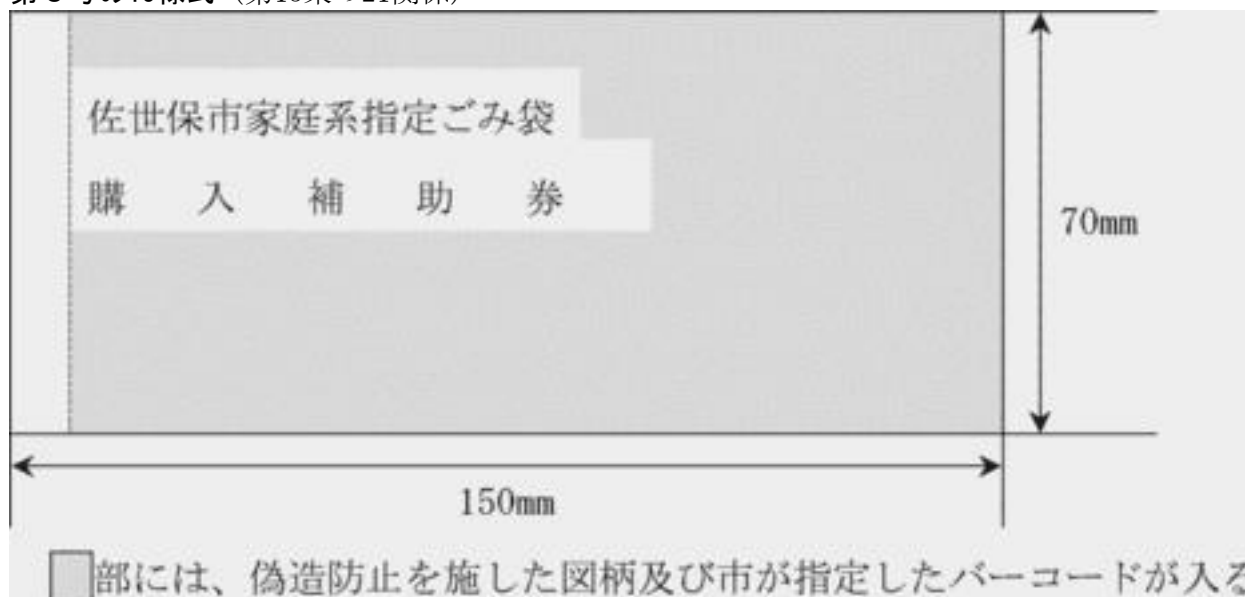
佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第13条の15の規定により証紙等を添付し、代金の還付を請求します。

還付請求表					
返還する証紙	証紙の種類 ①	枚数 ②	金額 ③ (①×②)	販売手数料 ④ (②×57.2円) 円未満端数切捨	還付請求額 ⑤ (③-④)
	520円証紙	枚	円	円	円
	円証紙	枚	円	円	円
	円証紙	枚	円	円	円
	証紙の種類と1組の単価 A	組数 B	金額 C (A×B)	販売手数料 D (B×11円) 円未満端数切捨	還付請求額 E (C-D)
	210円証紙	880円 組	円	円	円
	140円証紙	888円 組	円	円	円
	70円証紙	912円 組	円	円	円
	35円証紙	936円 組	円	円	円
	還付請求額	⑤ + E			

還付を受ける方法	口座払	銀行	支店
		口座番号	口座名義人

還付を受けようとする理由

第6号の15様式（第13条の21関係）



第7号様式（第16条関係）

部 長	次 長	課 長	課 補 長 佐	係 長	担 当	処 理	月 日

廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 住 所 佐世保市

ふりがな
氏 名 _____

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第33条の規定により下記のとおり申請いたします。

記

- 1 廃棄物の種類
- 2 排出場所
- 3 期間
- 4 搬入量
- 5 申請理由
- 6 添付書類

申請理由の判明する証明書

第7号の2様式（第16条関係）

部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	担 当	処 理	月
							日

手数料減免申請書(申請に対する審査及び許可証の再交付)

年 月 日

佐世保市長 様

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代
表者の氏名〕

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第33条の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 対象となる手数料及び金額
- 2 減免を受けようとする理由
- 3 添付書類
減免を受けようとする理由がわかる書類

<p>一般廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、名称及び代 表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
	事業場 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
事業場の用に供する施設の 種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号	市 町 村 名	許 可 番 号
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 所
		住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 所
		住 所

(第4面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類4 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類5 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類8 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本9 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては国籍の記載された住民票の写しとする。)及び精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(以下「住民票の写し等」という。)10 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類11 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)12 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し等13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し等若しくは登記簿の謄本14 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等 <p>注) 許可の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り、上記の第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しない。</p>
--------------	--

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。
- 4 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。

※手数料欄

一般廃棄物処分業許可申請書	
佐世保市長 様	年 月 日
申請者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、名称及 び代表者の氏名〕 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可（他の市町村のものを含む。）を有している場合はその許可番号	市 町 村 名	許 可 番 号
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 所

(第4面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類4 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類5 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類6 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本10 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては国籍の記載された住民票の写しとする。)及び精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(以下「住民票の写し等」という。)11 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類12 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員住民票の写し等)13 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し等14 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等若しくは登記簿の謄本15 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等 <p>注)許可の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り、上記の第1号から第3号に掲げる書類又は図面の添付を要しない。</p>
備考	<ol style="list-style-type: none">1 ※欄は記入しないこと。2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。4 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。
※手数料欄	

<p>一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>佐世保市長 様</p>	<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物 収集 処</p> <p>運搬業 分業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>許可の年月日及び許可番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>収集運搬業・処分業の区分</p>	
<p>許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）</p>	
<p>変 更 の 内 容</p>	
<p>変 更 理 由</p>	
<p>変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）</p>	
<p>変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

申請者（個人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
（ふりがな） 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
（ふりがな） 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第4面)

添付書類 及び図面	<p>1 一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請の場合</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類(2) 変更に係る事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類(4) 当該変更に係る事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(5) 当該変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(6) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(7) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(8) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(9) 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては国籍の記載された住民票の写しとする。)及び精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(以下「住民票の写し等」という。)(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類(11) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)(12) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し等(13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総額の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等若しくは登記簿の謄本(14) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等 <p>2 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類(2) 変更に係る事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)(3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類(4) 一般廃棄物の処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類(5) 当該変更に係る事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(6) 当該変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(7) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(8) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(9) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(10) 申請者が個人である場合には、住民票の写し等(11) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類(12) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)(13) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し等(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等若しくは登記簿の謄本(15) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等 <p>注) 申請者は、その内容に変更がない場合に限り、上記の1及び2の(1)から(3)に掲げる書類又は図面の添付を要しない。</p>
備考	<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。</p> <p>4 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。</p> <p>※手数料欄</p>

- ① 住民票の写し(本籍の記載のあるものに限り、外国人にあつては国籍の記載された住民票の写し。以下同じ)
 - ② 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (2) 法人にあつては次に掲げる書類
- ① 定款又は寄附行為及び法人登記簿謄本
 - ② 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 2 決定代理人、役員、大口株主(出資者)、使用人の変更の場合
- (1) 住民票の写し(本籍の記載のあるものに限り、外国人にあつては国籍の記載された住民票の写し。以下同じ)又は法人登記簿謄本
 - (2) 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (3) 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 3 住所並びに事務所及び事業場の所在地の変更の場合
- (1) 事務所又は事業場の平面図及び付近図
 - (2) 法人登記簿謄本
 - (3) 土地・建物の登記簿謄本
 - (4) 使用(賃貸借)契約書の写し又は使用承諾書
- 4 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模の変更の場合
- (1) 施設(積替え又は保管の場所を含む。)の平面図及び付近図
 - (2) 土地・建物の登記簿謄本若しくは使用(賃貸借)契約書の写し又は使用承諾書若しくは売買契約書など
 - (3) 車両又は船舶の写真
車両にあつては、自動車車検証の写し。船舶にあつては、船舶検査証、船舶国籍証、備船契約書の写し。
 - (4) 施設の立面図、断面図、構造図及び設計計算書等

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、届出者に返却する。

<p>一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>		
<p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="margin-left: 20px;">〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p>電話番号</p>		
<p>佐世保市長 様</p>		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
<p>一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称</p>		
<p>一般廃棄物処理施設の設置の場所</p>		
<p>一般廃棄物処理施設の種類</p>		
<p>一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</p>		
<p>着工予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>使用開始予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>※許可の年月日</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>※許可番号</p>		
<p>一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</p>	<p>m³/日 ()時間</p> <p>t/日 ()時間</p> <p>m³/時間</p> <p>t/時間</p> <p>面積 m²</p> <p>埋立容量 m³</p>	
<p>△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する</p>	<p>一般廃棄物処理施設の位置</p>	
	<p>一般廃棄物処理施設の処理方式</p>	
	<p>一般廃棄物処理施設の構造及び設備</p>	
	<p>処理に伴い生ずる排ガス及び排水</p> <p style="margin-left: 20px;">量</p> <p style="margin-left: 20px;">処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</p>	

計画に係る事項	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事	務	処
	理	欄

(第2面)

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらにごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。
- 8 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却いたします。

※手数料欄

第12号の2様式（第18条関係）

<p>一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p>	
<p>佐世保市長 様</p>	<p>年 月 日</p>
<p>申請者</p>	
<p>住 所</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。</p>	
<p>一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称</p>	
<p>許可の年月日及び許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>設置場所</p>	
<p>竣功の年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>使用開始予定年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>備考</p> <p>正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。</p>	

第12号の2の様式（第18条関係）

<p>一般廃棄物処理施設定期検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)佐世保市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。</p>	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許 可 番 号	第 号
許 可 の 年 月 日	年 月 日

第12号の3様式（第18条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
		年 月 日	
佐世保市長 様		申請者	
		住所	
		氏名	
		〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割 合	住	所

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
- (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
- (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。

8 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。

※手数料欄

第12号の3の2様式（第18条関係）

熱回収施設設置者認定申請書		
年 月 日		
(あて先)佐世保市長		
申請者		
住所		
氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日	年 月 日	
認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	※設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	※設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可番号	第 号	
許可の年月日	年 月 日	

備考

- 1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 3 ※印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、※印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 都道府県知事が定める部数を提出すること。

第12号の3の3様式（第18条関係）

熱回収施設休廃止等届出書	
年 月 日	
(あて先)佐世保市長	
届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
熱回収施設の設置の場所	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
熱回収を行 わなくなつ たとき	理 由
	年 月 日
廃止、休止又 は再開した とき	理 由
	年 月 日
熱回収に必 要な設備を 変更したと き	※変更の内容
	理 由
	年 月 日
備考	
<p>1 ※印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>	

第12号の4様式（第18条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
佐世保市長	様		
		届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第5条の4(第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍 所
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、届出者に返却する。

<p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の名称	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量(m ³)	性 状
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、届出者に返却する。			

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者
住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

最終処分場の名称		
設置の場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量(m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 ※の欄は記入しないこと。2 地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。3 保有水等とは、基準命令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。4 覆いとは、基準命令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。5 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。	

<p>一般廃棄物処理施設 譲 受 け 借 受 け 許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設 の 譲 受 け 借 受 け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	合	住

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。
- 4 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。

※手数料欄

<p>合併・分割認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電 話 番 号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
① 一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
② 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
③ 一般廃棄物処理施設の種類	
④ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
⑤ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑥ 合併又は分割の方法及び条件	
⑦ 合併又は分割の理由	
⑧ 合併又は分割の時期	
※ 認 可 の 年 月 日	年 月 日
※ 認 可 番 号	
※ 事 務 処 理 欄	

(第4面)

- ⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株	出資の額	籍	
			本	所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
			割	合

- ⑮ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑩～⑮の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。
- 5 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、申請者に返却する。

※手数料欄

（表面）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">相 続 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">佐世保市長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 20px;">一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※ 事務処理欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名称	住		所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。 4 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、届出者に返却する。			
※手数料欄			

（表面）

一般廃棄物処理施設設置届出書			
年 月 日			
佐世保市長 様			
届出者 名 称 代表者の氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※ 届 出 年 月 日	年 月 日		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;"> $m^3/日$ ()時間 $t/日$ ()時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3 </td> </tr> </table>		$m^3/日$ ()時間 $t/日$ ()時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	$m^3/日$ ()時間 $t/日$ ()時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3		
△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 量 </td> <td style="width: 70%; border: none;"> 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） </td> </tr> </table>	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄	

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 分 方 法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処 理 方 法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</p> <p>4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</p> <p>5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>6 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、届出者に返却する。</p>		

（表面）

一般廃棄物処理施設変更届出書 年 月 日			
佐世保市長 様			
届出者 名 称 代表者の氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 正本1部、副本1部を提出すること。なお、副本1部については、受付印を押印の上、届出者に返却する。

号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 第7条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長

印

許可の年月日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

1 事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

3 営業の区域

4 許可の条件

5 許可の更新又は変更の状況

年 月 日

（内容）

一般廃棄物処分業許可証

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項 第7条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長

印

許可の年月日

年 月 日

許可の有効年月日

年 月 日

- 1 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。)
- 2 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))
- 3 営業の区域
- 4 許可の条件
- 5 許可の更新又は変更の状況

年 月 日

(内 容)

第14号の4様式（第20条関係）

<p>熱回収施設設置者認定証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">佐世保市長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を市長に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出ること。</p>

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">許 可 証 再 交 付 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">〔法人にあつては、名称及び 代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日付け第 号で許可を受けた の許可証を紛失(破損)したので、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第20条の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p>		
事業場の所在地		
事業場の名称		
事業の範囲		
再交付申請の理由		
添付書類 1 紛失した場合は、紛失の理由書 2 破損した場合は、許可証		
備考	※受付欄	※の欄は記入しないこと。

第15号の2様式（第23条の2関係）

<p>定期検査結果通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所 氏 名</p> <p style="margin-top: 40px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 40px;">佐世保市長 印</p>	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許 可 番 号	第 号
許 可 の 年 月 日	年 月 日
定 期 検 査 の 結 果	
次 回 の 検 査 期 限	年 月 日
<p>※事務処理欄</p>	

第16号様式（第24条関係）

号	一般廃棄物 産業廃棄物	処理施設改善命令書
		住 所 氏 名 【 法人にあつては名称及び 代表者の氏名 】
	一般廃棄物 産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の2第1項 第15条の2の7
		の規定により次のとおり 処理施設の改善を命ずる。
	年 月 日	
	佐世保市長	印
施 設 の 種 類		許 可 番 号
処 理 す る 廃 棄 物 の 種 類		
設 置 場 所		
改 善 期 限	年 月 日	
改 善 事 項		
改 善 を 命 ず る 理 由		

第17号様式（第24条関係）

号	一般廃棄物 産業廃棄物	処理施設使用停止命令書
		住 所 氏 名 [法人にあつては名称及び 代表者の氏名]
	一般廃棄物 産業廃棄物	第9条の2第1項 第15条の2の7
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により次のとおり 処理施設の使用停止を命ずる。	
	年 月 日	
	佐世保市長	印
施 設 の 種 類		許 可 番 号
処 理 す る 廃 棄 物 の 種 類		
設 置 場 所		
使 用 停 止 期 間	年 月 日 年 月 日	(日間)
使 用 停 止 を 命 ず る 理 由		

第18号様式（第25条関係）

<p>号</p> <p style="font-size: 1.2em;">改 善 命 令 書</p> <p style="margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="margin-top: 5px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 40px;">〔 法人にあつては名称及び 代表者の氏名 〕</p> <p style="margin-top: 20px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定により次のとおり改善を命ず る。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">佐世保市長 印</p>	
改 善 期 限	年 月 日 まで
改 善 事 項	
改 善 を 命 ず る 理 由	

第19号様式（第26条関係）

<p>号</p> <p style="margin-top: 40px;">措 置 命 令 書</p> <p style="margin-top: 40px;">住 所</p> <p style="margin-top: 10px;">氏 名</p> <p style="margin-top: 10px;">〔 法人にあつては名称及 び代表者の氏名 〕</p> <p style="margin-top: 40px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の規定により次のとおり措置を命ず る。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 40px; text-align: right;">佐世保市長 印</p>	
措 置 期 限	年 月 日 まで
措 置 事 項	
措 置 を 命 ず る 理 由	

再生利用個別指定業指定申請書		
年 月 日		
佐世保市長 様		
申請者 住 所 氏 名		
〔 法人にあつては名称及び 代表者の氏名 〕		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第 2 条 第 2 号 第 2 条 の 3 第 2 号 第 9 条 第 2 号 第 10 条 の 3 第 2 号 の 規定により	
一般廃棄物 の再生利用業の個別指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、 産業廃棄物 次のとおり申請します。		
事業所の所在地		
事業所の名称		
再生利用の目的		
事業の 範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
再生利用 の方法	再生利用の用に供する施設 の種類、数量、設置場所及 び処理能力	
	再生利用の用に供する施設 の処理方法、構造及び設備 の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び 所在地	
	再生活用を行う者の氏名又 は名称及び所在地	
	再生輸送を行う者の氏名又 は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有 用物の利用方法	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 2部提出すること。	※ 受 付 欄	

(裏 面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに該当施設の付近の見取り図3 前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記簿謄本5 申請者が個人である場合は、住民票の写し6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類7 取引関係を記載した書類8 生活環境の保全上の対策を記載した書類9 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類10 再生活用を行う者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類11 申請者が再生輸送を行う者である場合には、再生活用を行う者との委託関係を記載した書類12 その他市長が必要と認める書類 <p>注) 再生利用のために廃棄物の処分を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生活用」と記入すること。</p> <p>注) 再生利用のために廃棄物の収集運搬を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生輸送」と記入すること。</p>
--------------	--

再生利用個別指定業変更指定申請書			
			年 月 日
佐世保市長 様			
		申請者 住 所 氏 名	
		〔法人にあつては名称及び 代表者の氏名〕	
		電話番号	
<p>佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第28条の規定により 一般廃棄物 再生利用個別指定業の事業範囲の変更の指定を受けたいので、関係書 産業廃棄物 類及び図面を添えて、次のとおり申請します。</p>			
指定年月日	年 月 日	指定番号	
事業所の所在地			
事業所の名称			
変更 の 内 容	再生活用及び 再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う 廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る再生利用の方法			
再生利用 の 方 法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及 び処理能力		
	再生利用の用に供する施設の 処理方法、構造及び設備 の概要		
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 2部提出すること。			※ 受 付 欄

(裏 面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 指定証2 事業計画の概要を記載した書類3 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに該当施設の付近の見取り図4 前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類5 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記簿謄本6 申請者が個人である場合は、住民票の写し7 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類8 取引関係を記載した書類9 生活環境の保全上の対策を記載した書類10 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類11 再生活用を行う者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類12 申請者が再生輸送を行う者である場合には、再生活用を行う者との委託関係を記載した書類13 その他市長が必要と認める書類 <p>注) 再生利用のために廃棄物の処分を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生活用」と記入すること。</p> <p>注) 再生利用のために廃棄物の収集運搬を行う者は、再生活用及び再生輸送の別の欄に「再生輸送」と記入すること。</p>
--------------	---

号

再生利用個別指定業指定証

年 月 日付けで申請のあつた 一般廃棄物 再生利用業について
産業廃棄物

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 条第 項の規定により、次のとおり指定します。

年 月 日

佐世保市長 印

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

指定の年月日 年 月 日

指定の有効期限 年 月 日

1 事業の範囲

(1) 再生活用及び再生輸送の別

(2) 取り扱う廃棄物の種類

2 再生利用の方法

3 取引関係

第24号様式（第32条関係）

再生利用個別指定業変更届出書		
年 月 日		
佐世保市長 様		
届出者 住 所 氏 名 〔法人にあつては名称及び 代表者の氏名〕 電話番号		
年 月 日付け で指定を受けた 一般廃棄物 再生利用業 産業廃棄物		
に係る次の事項について変更したいので、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第32条の規定により届け出ます。		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		
住所〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
事業所の所在地及び名称		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		
備考 ※の欄は記入しないこと。	※ 受 付 欄	

第25号様式（第34条関係）

<p>再生利用個別指定業廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては名称及び 代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>年 月 日付け で指定を受けた 一般廃棄物 再生利用業 産業廃棄物</p> <p>を廃止したいので、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第34条の規定により届け出ます。</p>			
指定年月日	年 月 日	指定番号	
事業所の所在地			
事業所の名称			
廃止した事業			
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
備考 ※の欄は記入しないこと。		※ 受 付 欄	

第26号様式（第36条関係）

（表面）
一般廃棄物運搬実績報告書

年 月 日

佐世保市長 様

報告者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者)
電話番号

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第36条第1項の規定により 年 月分の運搬実績を次のとおり報告します。

許可の年月日	年 月 日	許可番号
--------	-------	------

排出事業者名	廃棄物の種類	収集量	保管場所	保管量	処分量	処分先氏名称又は名称住所	再利用率	再利用先氏名称又は名称住所	備考
		運搬方法	保管方法	保管器名	処分方法	住所	再利用率	住所	

（裏面）

排出事業者名	廃棄物の種類	収集量	保管場所	保管量	処分量	処分先氏名称又は名称住所	再利用率	再利用先氏名称又は名称住所	備考
		運搬方法	保管方法	保管器名	処分方法	住所	再利用率	住所	

備考 1 この報告書は、運搬実績の有無にかかわらず、当月分を翌月の10日までに提出すること。

2 単位は原則としてトンを使用し、小数点以下は、第2位まで記載すること。（小数点第3位は四捨五入すること。）

第27号様式（第36条関係）

（表 面）
一 般 廃 棄 物 処 分 実 績 報 告 書

年 月 日

佐世保市長 様

報告者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者)
電話番号

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第36条第1項の規定により 年 月分の処分実績を次のとおり報告します。

許可の年月日	年 月 日	許可番号
--------	-------	------

排出事業者名	廃棄物の種類	搬入業者氏名又は称 住所	受託量	処分方法	処分量	受託者番号	受託者氏名又は名称	委託内容	委託量
				処分場所		住所	所		

（裏 面）

排出事業者名	廃棄物の種類	搬入業者氏名又は称 住所	受託量	処分方法	処分量	受託者番号	受託者氏名又は名称	委託内容	委託量
				処分場所		住所	所		

- 備考 1 この報告書は、処分実績の有無にかかわらず、当月分を翌月の10日までに提出すること。
 2 単位は原則としてトンを使用し、小数点以下は、第2位まで記載すること。（小数点第3位は四捨五入すること。）
 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた廃棄物の処分を委託した場合にあつては、その欄に「再」を記入すること。
 4 一般廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。

(別紙)

一般廃棄物の処理施設における処分実績報告書(月)

一般廃棄物処理施設の種類	処分した一般廃棄物の種類と月間処理量				処分後の廃棄物の処理量			
	A	A	A	A	種類	排出量	処理方法	処分量
合 計								

備考 1 処分した一般廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに月間の処分量を記入すること。
 2 単位は原則としてトンを使用し、小数点以下は、第2位まで記載すること。(小数点第3位は四捨五入すること。)

第28号様式 (第36条関係)

(表 面)
 再生利用個別指定業実績報告書
 (産業廃棄物・一般廃棄物)

年 月 日

佐世保市長 様

報告者 住 所
 氏 名
 (法人にあつては名称及び代表者)
 電話番号

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第36条第1項の規定により 年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

再生活用及び再生輸送の別		指定の年月日	年 月 日	番 号	
--------------	--	--------	-------	-----	--

廃棄物の種類	A 排出事業者又は再生輸送業者		B 取引先(再生活用先)			C 廃棄物	
	氏名又は名称 住 所	受入量	氏名又は名称 住 所	処理方式 利用方法	再生量	氏名又は名称 住 所	処分量

(裏面)

廃棄物の種類	A 排出事業者又は再生輸送業者		B 取引先(再生活用先)			C 廃棄物	
	氏名又は名称	受入量	氏名又は名称	処理方式	再生量	氏名又は名称	処分量
	住所		住所	利用方法		住所	

- 備考 1 この報告書は、業務実績の有無にかかわらず、当月分を翌月の10日までに提出すること。
- 2 単位は原則としてトンを使用し、小数点以下は、第2位まで記載すること。(小数点第3位は四捨五入すること。)
- 3 Aの欄は、再生輸送業者が、廃棄物を排出事業者及びその他の再生輸送業者から受入れの状況について記入すること。
- 4 Bの欄は、再生活用業者が、再生輸送業者から受入れた廃棄物の再生状況について記入すること。
- 5 Cの欄は、再生輸送業者及び再生活用業者が、分別、処理等行うことにより生じた廃棄物の処理の状況について記入すること。

<p>熱回収報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)佐世保市長</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。</p>	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
年4月1日から 年3月31日までの 年間の熱回収率	%
<p>備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>	

第29号様式（第37条関係）

（表 面）

第 号
環境部 氏 名
生年月日

佐 世 保 市 長 印

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第三十五
条第二項の規定による証明書

写真ちよう付

佐世保市 印

（裏 面）

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則抜粋
（立入検査員及び清掃指導員）

第三十七条 市長は、条例第三十五条の規定による立入検査並びに
廃棄物の減量及び適正処理に関する職務を行わせるため、環境部
に立入検査員を置く。

2 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する啓蒙、指導の職務を行
わせるため、環境部に清掃指導員を置く。

3 第二項に規定する立入検査員及び清掃指導員の身分を示す証明
証は、立入検査員証（第二十九号様式）及び清掃指導員証（第三十
号様式）とする。

この証明書を携帯する者は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理
等に関する条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係
条文は次のとおりである。

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 抜すい
（立入検査）

第三十五条 市長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、こ
の条例の施行に必要な限度において、職員に、一般廃棄物を排出
する事業者又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業とする者
の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理
に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により立ち入り検査する職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解釈してはならない。

第30号様式（第37条関係）

（表 面）

第 環境部 号	氏 名	生 年 月 日
佐世保市長印		
佐世保市 市長 印		
佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 規則第三十七条第三項の規定による証明書		

写真ちよう付

佐世保市
印

（裏 面）

3 前2項に規定する立入検査員及び清掃指導員の身分を示す
証明証は、立入検査員証(第二十九号様式)及び清掃指導員証
(第三十号様式)とする。

2 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する啓蒙、指導の職務
を行わせるため、環境部に清掃指導員を置く。

2 一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する職務を行わせるた
めに、環境部に立入検査員を置く。

この証明書を携帯する者は、佐世保市廃棄物の減量及び適正
処理等に関する条例施行規則により清掃指導をする職権を行う
もので、その関係条文は次のとおりである。

佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則
抜すい

(立入検査員及び清掃指導員)

第三十七条 市長は、条例第三十五条の規定による立入検査並